

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 2 7-1)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ウォーターハザード (ラテラル・ウォーターハザードを含む) (規則 2 6)

ウォーターハザードは黄杭、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。
3. 修理地 (規則 2 5-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

 - (a) 張り芝の継ぎ目; 付属規則 I (A) 3 e を適用する。(ゴルフ規則 1 6 4 ページ参照)

スルーザグリーン^①の張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 2 5-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
 - (b) パッティンググリーン^②の前後のペイントマークを含み、スルーザグリーン^①の芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 b の救済を受けることができる。(スタンスは除く)
4. 動かさない障害物 (規則 2 4-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (d) 1 4 番ホールにおいて、このカート道路またはそれに接している枕木が、スタンスや意図するスイングの区域が障害となる場合プレーヤーは規則 2 4-2 b (i) の処置、または追加の選択肢として指定ドロップ区域からプレーすることができる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
 - (e) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずに二

ヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
 - (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照)
 - (b) 溝とパンチマークの規格
『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
 - (a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。
 - (b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。
 - (c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール^①の間の練習禁止(規則 7 注 2)『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)
ホールとホール^①の間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)
8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 1 1-4、1 1-5、1 5-3 と 2 0-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 3 ページ参照)
9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 9 ページ参照)
10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。
13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長^②の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 手引きカートは持ち込み使用することができる。(但し、電動は除く)
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
3. 競技の条件 1 2 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち直し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン (20 球) を限度とする。
7. ティーマーカーは男子 15 歳～17 歳は青色、男子 12 歳～14 歳は緑色、女子は白色、とする。
8. プレー中、帽子(バイザー不可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。**服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。**
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 役員・選手以外は、1 番・10 番ティーインググラウンド付近および 9 番・18 番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。

- 追 記
1. 練習場は、午前 6 時よりオープン。
 2. 開会式は、午前 7 時 30 分より開始。
 3. 競技当日の受付時間は、午前 6 時より午前 7 時 30 分までとする。
 4. 指定練習日・競技当日ともお釣りのいらぬように現金精算のこと。

競技委員長 森 潤

指 定 練 習 日

7 月 15 日(金)・19 日(火)・20 日(水)のうち 1 日は特別料金とする。指定練習日のスタート時間は前もって 法仙坊ゴルフ倶楽部に申し込み予約すること。

TEL 0574-27-3111

ドロップ区域の取り扱いについて

注：ドロップ区域を使用する場合、球のドロップまたは再ドロップに関しては次の規定が適用となる。

- (a) プレーヤーは球をドロップする際にドロップ区域内に立つ必要はない。
- (b) ドロップされた球はドロップ区域内のコース上の箇所最初に落ちなければならない。
- (c) ドロップ区域が線で定められている場合、その線はドロップ区域内である。
- (d) ドロップされた球はドロップ区域内に止まる必要はない。
- (e) ドロップされた球が規則 20-2c(i-vi)に規定されている場所に転がりこんで止まった場合、再ドロップしなければならない。
- (f) ドロップされた球はその球がコース上に最初に落ちた箇所から 2 クラブレンジス以内に止まり、(e) で規定される所に止まらなければ、ホールに近づいて転がってもよい。
- (g) (e) と (f) の規定のもとで、ドロップされた球は次の場所よりもホールに近づいて転がりこんで止まってもよい。
 - 初めの位置または推定された位置 (規則 20-2b 参照) ;
 - 救済のニヤレスポイントまたは最大限の救済を受ける地点 (規則 24-2、規則 25-1 または規則 25-3) ;
 - 初めの球がラテラル・ウォーターハザードの限界を最後に横切った地点 (規則 26-1)

平成 28 年度(第 4 2 回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技 岐阜地区予選

日程：平成 28 年 7 月 21 日(木)
場所：法仙坊ゴルフ倶楽部

中部ゴルフ連盟
中日新聞 東海テレビ放送
中部高等学校ゴルフ連盟